

公営企業課関係資料

- 資料1-1 令和8年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について P1
- 資料1-2 令和8年度の公営企業等関係施策について P12
- 資料1-3 公営企業経営改善特例債(仮称)の創設 P13
- 資料1-4 公営企業の脱炭素化について P15
- 資料1-5 公営企業におけるDXの推進について P16
- 資料1-6 公営企業等の更なる経営改革の推進について P17
- 資料1-7 令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について P22

事務連絡
令和8年1月23日

(別紙)

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和8年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和8年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和8年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、公営企業に携わる人材の確保の困難など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増している。これに加え、近年は、職員給与費の増加、物価高騰、資材価格等の高騰による建築単価の上昇、金利の上昇、円安の進行等が続いていることにより、令和7年9月に公表された令和6年度地方公営企業等決算によれば、公営企業全体として、職員給与費の増加や物価高騰による営業費用の増加等により、総収支が3,441億円悪化している。

公営企業においては、こうした状況の変化に的確に対応し、これまで提供してきたサービスを持続的に提供していくため、上下水道の広域化等の事業の在り方の見直しをはじめとする経営改革を行っていく必要がある。

そのため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大と活用や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進していただきたい。

1 経営戦略の改定の推進

(1) 総論

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。経営戦略については、令和6年度において、98.3%の事業で策定されているところであるが、策定済みの経営戦略については、環境の変化に対応し、その質を高めていくために、3年から5年毎の改定を行うことが必要である。

令和6年度における経営戦略の改定率は53.1%であり、前述のとおり、公営企業を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、未改定の事業においては、速やかに経営戦略の改定に取り組んでいただきたい。

(2) 改定に当たっての留意事項

経営戦略の改定に当たっては、経営環境の変化を踏まえ、最新の人口推計に基づく人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等を改めて行うとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映させることで、実効性のある経営戦略となるよう取り組んでいただきたい。

また、経営戦略の改定に当たっては、経営戦略の基本的な考え方等をまとめた指針書である「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び経営戦略の策定・改定に係る実務的な手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」のほか、「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長等通知）を参照していただきたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html）

特に、「経営戦略策定・改定ガイドライン」で示しているとおり、公営企業の経営に当たっては、賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要である。このため、物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映させていただきたい。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定していること（災害その他の理由により経営戦略の改定が著しく困難であった場合を除く。）を要件とする予定であることに留意していただきたい。

2 公営企業の抜本的な改革等の推進

(1) 抜本的な改革の取組

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、事業ごとの特性に応じ、経営形態の在り方について検討を行うことが必要である。特に、事業の意義等の検証を踏まえ、公営で行う必要性が低いものや民間代替性が高いものについては、事業廃止や民営化・民間譲渡の観点から積極的な検討が求められる。また、水道事業や下水道事業など、公営で行う必要性が高いものについては、広域化等や民間活用により持続可能な経営の確保を図ることが重要である。令和6年度においては、広域化等80件、事業廃止73件、包括的民間委託48件など、各事業の特性に応じた取組が着実に進められている。

(2) 公営企業経営改善特例債（仮称）の創設

今後も人口減少が続くことを前提に、これまで公営企業が提供してきた住民生活に必要なサービスを地域において持続的に提供していくためには、上下水道の広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を進めることが重要である。

しかしながら、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う際、不要な施設の撤去費など一般会計において一時的に多額の経費支出が必要となる場合がある。

地方公共団体が、こうした一般会計の負担を平準化し、必要な経営改善の取組を円滑に進めることができるよう、当分の間、地方債（公営企業経営改善特例債（仮称））を以下のとおり発行することとする。

なお、当該地方債を創設するため、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の改正を行う予定である。

①次の経費を対象とすることとしている。

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

・ 公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他の財産の出えんに要する経費

②起債に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の許可を要することとしている。また、当該許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を要することとしている。

(3) 業務効率化、DX・GX等の取組

①(1)に掲げる抜本的な改革の取組以外にも、業務効率化※、収益増加、経費削減、住民サービスの向上等に資するDX・GXの導入や附帯事業の実施をはじめとした取組は、持続可能な経営の確保につながる重要な取組であるため、各公営企業においては、持続可能な経営を確保する観点から、これらの取組についても積極的に検討していただきたい。

※ 業務や施設を通じた一括工事・一括管理等の取組によりコストを共有することで平均コストを低下させる取組や、事業統合に際し管路延長に多額の経費を要する場合など、コストの共有が困難な場合に敢えて別個の取扱いとする（例：下水道事業における最適化）ことで平均コストの上昇を抑制する取組を含む。

②デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施するサイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの導入に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計において、当該経費の90%までデジタル活用推進事業債を充当できることとし、元利償還金の50%（国庫補助事業の地方負担を除く。）を基準財政需要額に算入することとしている。

また、資金手当として公営企業債を充当することもできることとしている。

事業期間については、令和11年度までとしている。

③公営企業の脱炭素化の取組については、公営企業の脱炭素化のための地方単独事業を積極的に実施できるよう、公営企業債（脱炭素化推進事業）の事業期間を令和12年度まで延長するとともに、以下のとおり、新たに地方財政措置を講ずることとしている。

まず、全事業共通の対象事業として、空調等の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす場合の省エネルギー改修、公用車としてのハイブリッド車の導入を対象に追加し、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その30%を基準財政需要額に算入することとしている。

さらに、下水道事業において、国庫補助事業として実施する設備の省エネルギー改修について対象に追加し、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%を基準財政需要額に算入することとしている。

(4) 先進・優良事例集の活用等

公営企業の抜本的な改革や業務効率化、DX・GX等の取組をはじめ、公営企業における具体的な取組の検討に当たっては、令和5年3月に作成・公表した「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」、4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」を積極的に活用していただきたい。

3 公営企業の「見える化」の推進と活用

(1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」(令和6年1月22日付け総財公第1号総務省自治財政局長通知)により、下水道事業及び簡易水道事業(既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業で、その旨公表している事業又は災害対応その他の理由により、公営企業会計の適用が著しく困難な事業を除く。以下「重点事業」という。)については早急に公営企業会計を適用し、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用することを要請している。重点事業については、99%の事業で公営企業会計が適用された一方で、その他の事業については、取組の進捗に差異が見られるため、次の事項に留意の上、一層の取組を推進していただきたい。

- ・ 下水道事業における高資本費対策及び簡易水道事業における高料金対策に係る地方交付税措置について、重点事業は令和6年度決算に基づく算定(令和8年度分算定)から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。
- ・ 資本費平準化債の同意等について、重点事業は公営企業会計の適用を要件としており、その他の事業は令和11年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。

併せて、都道府県においては、市町村等(市区町村、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。)が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市町村等が参加する連絡会議等の設置や個別の市町村等の取組状況を踏まえた適切な助言などに引き続きご協力いただきたい。

なお、総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計の適用が円滑に推進されるよう、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を作成しており、積極的に活用していただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

①公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債(公営企業会計適用債)の対象とすることとしている。重点事業については、その元利償還金に対し、普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しに対し、特別交付税措置を講ずることとしている(令和6~10年度)。

会計処理及び財務諸表の作成に要する経費については、財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度(財務規定等を適用した1年目から3年目)まで公営企業債(公営企業会計適用債)の対象としていることに留意いただきたい。

②都道府県が行う市町村等への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市町村等への支援に要する経費について、普通交付税措置を講ずることと

している(令和6~10年度)。

③資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を講ずることとしている(重点事業については適用した事業、その他の事業については令和11年4月1日までに適用する事業が対象)。

(2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業(自動車運送事業)、電気事業、観光施設事業(休養宿泊施設事業)、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野を対象としている。各公営企業の経営比較分析表は、総務省ホームページからも閲覧可能であるので、今後とも、各公営企業の経営分析や抜本的な改革の検討に当たり、積極的に活用していただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html)

4 人的支援

地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」(地方公共団体金融機構との共同事業)については、令和8年度も引き続き実施することとしている。具体的には、経営戦略の改定及び公営企業会計の適用のほか、DX・GXの取組の推進や料金改定、経営分析等の各公営企業が抱える諸課題の解決に向け、幅広くアドバイザーを派遣することが可能である。アドバイザーの派遣経費は各地方公共団体において予算計上する必要がない(地方公共団体金融機構が負担)こともあり、各公営企業においては積極的に本事業を活用し、課題の解決につなげていただきたい。

(参考：<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)

第2 各事業における課題とその対策

1 病院事業

(1) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化の推進

病院事業については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和4年3月29日付け総財第72号総務省自治財政局長通知。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した「公立病院経営強化プラン」(以下「プラン」という。)に基づき、経営強化の取組を推進していただきたい。

なお、ガイドラインにおいて、プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果、プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難である場合などには、抜本的な見直しを含めプランの改定を速やかに行なうことを要請している。よって、各病院事業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、必要に応じプランの改定を行い、経営強化に取り組んでいただきたい。

(2) 地方財政措置

持続可能な地域医療提供体制を確保する観点から、経営強化に係る取組を支援するため、所要の地方財政措置を講ずることとしている。

なお、以下のほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

①物価高騰等を踏まえた病院事業繰出金の増額等

近年の物価高騰や人件費の増加等の厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として8,300億円程度（前年度比400億円程度増）を計上し、地方交付税の算定に用いる1床当たり単価を、救急告示病院について9%程度、小児医療について9%程度、周産期医療について8%程度引き上げることとしている。

②不採算地区中核病院の特別交付税措置基準額引上げ

周辺人口が少ない等の不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、不採算地区病院と同様に、特別交付税措置の基準額の引上げ（30%）措置を令和8年度から実施することとしている。

③不採算地区病院等に対する特別交付税基準額引上げの継続

不採算地区病院等については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している特別交付税措置の基準額の引上げ（30%）措置を、令和8年度においても継続することとしている。

④建築単価の見直し

公立病院等の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、59万円/m²から85万円/m²へ引き上げることとし、令和7年度の病院事業債から適用することとしている（継続事業についても、令和7年度分の病院事業債から適用）。

2 水道事業

(1) 水道事業の老朽化対策の推進

耐用年数を超えた管路が増加し、老朽化が進行する水道管路について、住民生活に影響を及ぼす大規模な管路等で漏水事故が発生している状況等を踏まえ、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するとともに、DX技術の活用による点検・調査の高度化及び効率化を推進するため、次のとおり地方財政措置を拡充することとしている。

①水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

水道管路の耐震化事業については、これを推進するため、同事業の過去の平均事業費に上積みして実施する事業費（以下「上積事業費」という。）について、地方負担額の一定割合※1を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の50%について普通交付税措置を講じており、令和6年度には、当該措置の期限を令和10年度まで5年間延長し、令和7年度には、上積事業費の算出方法の見直しや特別対策分の対象となる団体の要件緩和等を行ったところである。

この措置について、令和8年度より、事故発生時に社会的影響が大きい管路※2の耐震化に係る上積事業費として「重点対策分（仮称）」を創設し、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の50%について普通交付税措置を講ずることとしている。

「重点対策分（仮称）」の措置の期限は、令和12年度までの5年間とし、これに合わせて、従来の水道管路耐震化事業の措置の期限を令和12年度まで延長することとしている。

※1 経営条件の厳しさを示す資本費の指標等が一定水準以上の団体については1/2（特別対策分）。それ以外の団体は1/4（一般対策分）。

※2 多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路として、口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設またはこれらを横断している管路を対象とし、その他の管路と分けて上積事業費を積算。

②DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査に係る財政措置

水道管路に係る老朽化対策を適切に進めていくためには、DX技術を活用した点検・調査の高度化及び効率化の取組が必要であり、令和9年度までの間、DX技術（国土交通省が令和7年3月に公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術（相当するものを含む）が対象）を活用した点検・調査に要する委託経費（地方単独事業で実施するものに限る。）について、事業費の1/2を一般会計からの繰出しの対象とし、実績出額の50%について特別交付税措置を講ずることとしている。

(2) 広域化の推進

広域化の推進に当たっては、「水道事業における広域化の更なる推進等について」（令和5年4月25日付け自治財政局公営企業経営室・厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室事務連絡）を踏まえ、各都道府県で策定された「水道広域化推進プラン」に基づく広域化の取組を進めることが重要である。広域化は検討開始から実現までに一

定の時間を要することから、今後は検討の加速化が必要であり、まずは広域化に対する意識、機運の醸成を図るためにも、都道府県のリーダーシップの下、水道事業体が参画する協議体等において、「水道広域化推進プラン」等を踏まえた施設の最適配置等の具体化について検討いただきたい。検討を行う協議体を支援するため、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業として新たにモデル事業を実施する予定であり、活用を検討していただきたい。

併せて、「水道広域化推進プラン」は最終的に水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画である「水道基盤強化計画」に引き継がれることを想定して策定されたものであることから、今後は「水道基盤強化計画」の策定を進めていただきたい。

なお、国土交通省において令和8年度創設予定の「水道施設整備費補助」及び「防災・安全交付金」における「水道広域連携推進事業」では、「水道基盤強化計画」に基づく事業であることが要件（令和12年度以前に開始する場合は「水道広域化推進プラン」でも可）とされ、交付対象期間が原則10年間、令和22年度までの時限事業の予定であることに留意していただきたい。

また、広域化の取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

①「水道基盤強化計画」に基づく事業に要する経費

これまで、「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備費等に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、普通交付税措置を講じてきたところであるが、令和8年度より、「水道基盤強化計画」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備費等に要する経費を対象とすることとしている。（令和12年度までは「水道広域化推進プラン」等でも可能）

②「水道基盤強化計画」の策定等に要する経費

都道府県が実施する施設の最適配置等の具体化に係る検討や、「水道基盤強化計画」策定等に要する経費について、普通交付税措置を講ずることとしている。

③事業統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

事業統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。統合後6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。

このほか、広域化等の経営改善の取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う際、不要な施設の撤去費など一般会計が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できることとしており、広域化等に当たっては活用を検討していただきたい。詳細については、第1の2(2)を参照していただきたい。

(3) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、住民生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、全ての地域

で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントを反映させた経営戦略を策定・改定し、適切に料金改定を行い所要の財源を確保しつつ、着実な更新投資を進めることが重要である。併せて、指定管理者制度、包括的民間委託及びウォーターPPP[※]を含むPPP/PFI等の民間活用の取組についても検討していただきたい。

※ 水道、工業用水道及び下水道分野における公共施設等運営事業及び管理・更新一体マネジメント方式（長期契約により管理・更新を一体的にマネジメントすることで公共施設等運営事業に準ずる効果が期待できる官民連携方式）。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT・IOT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要なとなる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針・漏水情報の自動収集やビッグデータの収集・解析による配水の最適化・故障予知診断など、異なるDXの推進を検討していただきたい。併せて、DX技術を活用した管路の点検・調査の高度化及び効率化を推進していただきたい。

また、土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

なお、令和8年4月1日のPFOS・PFOA水質基準化後、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されたことに伴い一時に生じる水質監視の強化等の応急対策経費について、一般会計が繰り出しを行う場合には、PFOS・PFOAが基準値を超えて検出された以降3年間^{※1}、新たにその50%について特別交付税措置を講ずることとしている。

また、簡易水道事業者が最低限^{※2}実施しなければならない水質検査に要する経費について、簡易水道事業者の経営状況に鑑み一般会計が繰り出しを行う場合、令和8年度から令和10年度までの間、新たにその50%について特別交付税措置を講ずることとしている。

※1 PFOS・PFOAを除去するために行う施設等整備を伴う場合は最長5年間

※2 3か月に1回（条件を満たせば半年に1回又は1年に1回）

3 下水道事業

(1) 下水道の老朽化対策の推進

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等を踏まえ、下水道管路の老朽化対策を推進するため、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。

①下水道管路に係る「全国特別重点調査」への対応

「全国特別重点調査」の結果、要対策とされた下水道管路の修繕に要する経費について、令和12年度までの間、下水道事業債の対象に追加し、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の21%～49%について普通交付税措置を講ずることとしている。

なお、全国特別重点調査の対象となっていない下水道管路その他の施設に關しても、地方公営企業が行う事業であって、長寿命化など施設の使用可能期間の延長に資する

事業や機能強化など固定資産の価値の増加に資する事業に要する経費については、国庫補助事業の対象となるか否か等に関わらず、下水道施設の建設改良費として、従前より、下水道事業債の対象とすることが可能となっている。

②DX技術を活用した上下水管路の点検・調査に係る財政措置

下水管路に係る老朽化対策を適切に進めていくためには、DX技術を活用した点検・調査の高度化及び効率化の取組が必要であり、令和9年度までの間、DX技術（国土交通省が令和7年3月に公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術（相当するものを含む）が対象）を活用した点検・調査に要する委託経費（地方単独事業で実施する汚水処理に係る経費に限る。）について、事業費の1/2を一般会計からの繰出しの対象とし、実績出額の50%について特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、DX技術を活用した点検・調査に要する委託経費のうち、雨水処理に要する経費については、引き続き、一般会計からの繰出しの対象とし、普通交付税措置を講ずることとしている。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定・改定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うとともに、下水道事業債等の地方財政措置を適切に活用し、事業量の平準化に努めていただきたい。

(2) 広域化・共同化等の推進

広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化」の更なる推進等について」（令和5年4月24日付け総務省自治財政局準公営企業室課長補佐等事務連絡）を踏まえ、各都道府県で策定された「広域化・共同化計画」に基づく広域化・共同化の取組を進めることが重要である。同事務連絡においては、都道府県は同計画に基づく取組を推進する役割を担うものであることから、市町村等の間の協議に当たって調整機能を発揮することが求められることや、市町村等は、都道府県とともに、同計画を踏まえて広域化・共同化に係る検討を行い、検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定に反映させることを要請しているところである。また、各都道府県において策定した「広域化・共同化計画」に基づき、令和6年4月に取りまとめた「広域化・共同化計画実施マニュアル」も踏まえ、都道府県のリーダーシップの下で同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、随時点検や進捗確認を行い、更なる広域化・共同化の取組について検討いただき、適宜同計画の改定を行っていただきたい。

汚水処理施設の整備や更新に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組んでいただきたい。

その際、集落排水を公共下水道に接続する場合や合併処理浄化槽に転換する場合など、経営改善の取組に伴い、公営企業に係る特別会計の廃止等を行う際、汚水処理場や管路の撤去費など一般会計において一時的に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できることとしており、広域化・共同化

や最適化の検討に当たっては活用を検討していただきたい。詳細については、第1の2(2)を参照していただきたい。

なお、広域化・共同化の取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

①広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費

「広域化・共同化計画」に位置付けられた広域化・共同化事業に伴い必要となる施設等の整備に要する経費について、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の28%～56%について、普通交付税措置を講ずることとしている。

特に、公共下水道等を流域下水道へ統合する場合には、流域下水道への統合のために市町村等が実施する接続管渠等の整備に要する経費について、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の35%～63%について、普通交付税措置を講ずることとしている。

②広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費

都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講ずることとしている。

③事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

「広域化・共同化計画」に位置付けられた事業統合（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から統合前の事業のうち接続元の事業が供用開始後30年に達するまでの間、激変緩和措置（差額部分について、統合後6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。なお、複数の種類の下水道事業について同一の特別会計で経理を行うこととした場合においても、事業毎に高資本費対策が講じられることに留意していただきたい。

(3) その他の取組の推進

職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度、包括的民間委託及び事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討していただきたい。なお、下水道事業におけるウォーターPPPの方針については、国土交通省において議論がなされているところであり、動向を注視いただきたい。このほか、広域化・共同化を促進する観点から、ICTを活用した処理場の遠隔監視の導入など、更なるDXの推進を検討していただきたい。

下水道事業会計が実施する流域治水対策に資する地方単独事業に要する経費については、一般会計からの公営企業繰出金に対して、令和8年度から令和12年度までの間、緊急自然災害防止対策事業債の対象とすることとしている。公共下水道事業における対象施設については、雨水ポンプ、雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む。）、樋門及び樋管としている。

4 交通事業

公営交通事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により料金収入が大幅に減少した後、旅客需要は回復傾向にあるものの、テレワークの普及等の行動変容や人口減少によるサービス需要の減少などの構造的な課題により、コロナ禍前の水準まで回復していない。また、バス運転手などの担い手不足が見込まれるなどの課題にも直面している。こうした経営環境の変化による課題に対応するため、経営戦略を改定し適切に取り組むことにより、経営の持続可能性を確保することが重要であることから、「公営交通事業の経営に当たっての留意事項について」（令和6年1月22日付け総財営第2号総務省自治財政局公営企業経営室長通知）を踏まえ、経営改善の取組を一層推進していただきたい。

なお、経営戦略等に基づく経営改善実行計画及び收支計画を策定して経営改善に取り組む地方公共団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、令和8年度まで交通事業債（経営改善推進事業）を発行できることとしている。

5 その他の事業

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財公第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処していただきたい。

第3 その他諸課題への対応

1 上下水道の経営基盤強化に関する研究会

「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」において、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行っており、資料及び議事録をHPにおいて公表しているため、参考にしていただきたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jougesuido/index.html）

また、国土交通省においても、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を設置し、上下水道の基盤強化に向けた検討等が行われているため、参考にしていただきたい。

（参考：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000914.html）

2 公営企業施設等整理債の対象経費の追加

「公営企業施設等整理債」については、令和8年度から地方公営企業の抜本的な改革に伴う公営企業職員の退職手当の支給を対象経費に追加することにご留意いただきたい。

なお、退職手当債については、令和7年度までの時限措置としていたが、退職手当額の総額は減少が続く見込みであることから、延長を行わないこととしていることため、ご留意いただきたい。

3 会計年度任用職員制度の適正な運用

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和6年12月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

4 地方公務員の定年引上げへの対応

地方公務員の定年引上げについては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されており、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」（令和4年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等にも留意し、適切かつ円滑な運用に向けて取り組んでいただきたい。

5 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要がある。

適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたい。

なお、特別会計については、適格請求書発行事業者の登録の有無にかかわらず、消費税法上、基準期間における課税売上高が1千万円を超えるなど、一定の要件に該当する場合には申告・納付義務が生じるため、無申告や申告誤りのないよう適切に対応いただきたい。

デジタルインボイスについては、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様であるP e p p o l（ペポル）をベースとしたインボイス（P e p p o l - i n v o i c e）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、公営企業においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたい。現在、民間のサービスプロバイダーによりP e p p o l - i n v o i c e 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より電子調達システム（G E P S）等によるP e p p o l - i n v o i c e の受領が可能となっていること等も参考としていただきたい。

適格請求書発行事業者の登録や適格請求書の発行については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q & A」（令和6年12月26日版）を参照いただきたい。

また、「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する入札参加資格を定めることについて（通知）」（令和4年10月7日付け自治行政局行政課長通知）を踏まえ、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような入札参加資格を定めることは適当ではないことに留意いただきたい。

なお、取引先の免税事業者に対し適格請求書発行事業者となるよう要請する場合には、「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」（令和5年10月4日公正取引委員会公表）等を踏まえ、適切に対応していただきたい。

6 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組んでいただきたい。

特に、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知）に基づく経営健全化方針の策定を要する地方公共団体については、経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

また、策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要があるが、評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組んでいただきたい。

このほか、地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や第三セクター

等を活用した地域活性化等に係る取組に当たっては、現在公表している「第三セクター改革等先進事例集」や、「第三セクター等に関する参考事例集」を積極的に活用していただきたい。

なお、各地方公共団体における第三セクター等の経営健全化の取組状況については、総務省ホームページに掲載しているので参考としていただきたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html）

「令和8年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「令和8年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

（公営企業の抜本的な改革等の推進、下記以外の事項）	
自治財政局公営企業課 高島官	電話：03-5253-5834
（経営戦略の改定の推進、公営企業会計の適用拡大と活用、第三セクター等の経営健全化の推進）	
自治財政局公営企業課 細川係長	電話：03-5253-5835
（経営比較分析表、人的支援）	
自治財政局公営企業課 高木係長	電話：03-5253-5834
（水道事業）	
自治財政局公営企業経営室 関口係長	電話：03-5253-5838
（交通事業、エネルギー事業）	
自治財政局公営企業経営室 古池係長	電話：03-5253-5839
（下水道事業）	
自治財政局準公営企業室 佐藤係長	電話：03-5253-5842
（病院事業）	
自治財政局準公営企業室 高岡係長	電話：03-5253-5843
（観光施設事業、宅地造成事業）	
自治財政局準公営企業室 松岡係長	電話：03-5253-5843

別添 1

令和 8 年度の地方財政対策及び地方債計画の概要
(公営企業関係)

1. 通常収支分

(1) 地方財政対策 (公営企業繰出金)

2兆3,500億円程度 (対前年度比 約3.3%増)

○主な事業

- 上水道事業 1,200億円程度 (対前年度比 約5.8%増)
- 病院事業 8,400億円程度 (対前年度比 約6.0%増)
- 下水道事業 1兆2,000億円程度 (対前年度比 約1.4%増)

(2) 地方債計画 (公営企業分) 3兆4,067億円 (対前年度比 5.1%増)

2. 東日本大震災分

(1) 地方財政対策 (公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

(2) 地方債計画 (公営企業分)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

5億円 (対前年度比 66.6%増)

令和 8 年度地方公営企業関係予算案主要項目

別添 2

(通常収支分)

第 1 総務省分

(単位：百万円)

項 目	令和 8 年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	8	8	0	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費 (主な経費) 決算の分析・統計の整備や優良な取り組みの表彰等
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	8	8	0	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費 (主な経費) 検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	6	6	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行ふために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	121	116	5	地方財政決算情報管理システム（決算統計システム）の運営・保守及びシステム改修に要する経費 ※デジタル庁一括計上
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合 計	146	141	5	

第 2 他省庁分

(単位：百万円)

項 目	令和 8 年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘要
1 水道事業関係	888,976	877,392	11,584	国土交通省所管
(1) 水道施設整備費	20,417	20,194	223	水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 簡易水道等施設 4/10・1/3・1/4 (水資源機構分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 簡易水道等施設 4/10・1/2・1/3・1/4
(2) 河川等災害復旧事業費補助	11,728	6,643	5,085	内閣府（沖縄）所管 上水道施設 1/2 簡易水道施設 2/3
(3) 防災・安全社会資本整備交付金	852,918	846,955	5,963	国土交通省所管（公営企業分は内数） 1/2・4/10・1/3・1/4
(4) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,913	3,600	313	国土交通省所管

項目	令和8年度 予算額(案)	前年 度 当初予算額	差引増減額	摘要
2 工業用水道事業関係	2,170	2,155	15	
(1) 工業用水道事業費補助	2,048	2,061	△ 13	経済産業省所管 工業用水道事業費補助 3/10以内・4/10以内・8/10以内
(2) 水資源機構事業費補助	122	94	28	国土交通省所管 工業用水道事業費補助 4/10以内
3 交通事業関係	35,762	36,461	△ 699	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	15,587	15,264	323	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	20,171	20,497	△ 326	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	4	30	△ 26	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3
(4) 公共交通利用環境の革新等	0	670	△ 670	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/2, 1/3
4 病院事業関係	105,650	102,338	3,312	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	4,795	4,334	461	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業除く。)	2,410	1,955	455	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 遠隔地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2-1/3 エ へき地医療拠点病院施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 2) プライマリケア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修医環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡時画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策 1/2 緊急事業 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 エ 分娩取扱施設施設整備事業 1/2 オ 医療施設ブロック扉改修等施設整備 1/3 カ 新興感染症対応力強化事業 1/2-1/3 キ 重点医師偏在対策支援区域における 1/3 診療所の承継・開業支援事業 ※内閣府所管(沖縄分)についてはH24から沖縄県公共投資交付金として、一括交付金化
② 医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業分)	0	100	△ 100	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 補助率 1/2

項目	令和8年度 予算額(案)	前年 度 当初予算額	差引増減額	摘要
③ 医療施設等設備整備費補助金	2,385	2,279	106	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2-3/4 ウ へき地患者輸送車(艇) 1/2 エ へき地巡回診療車(船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 遠隔地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2-1/3 ク へき地・離島診療支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡時画像診断システム等整備 1/2 エ 分娩取扱施設設備事業 1/2 オ 実践的な手術手技向上研修施設設備 1/2 整備事業 カ 遠隔ICU体制整備促進事業 1/2 キ 産科医師不足地域における妊産婦 1/2 モニタリング支援事業 ク 在宅人工呼吸器使用者非常用電源 1/2 整備事業 ケ 新興感染症対応力強化事業 1/2 コ 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
(2) 運営費等分	36,124	36,705	△ 581	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	11,427	10,051	1,376	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) うちへき地保健医療対策費 2,948 2,566 382 へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院 1/2 403 へき地診療所 3/4-2/3 1,587 へき地巡回診療車(船・航空機) 1/2 146 へき地患者輸送車(艇・航空機) 1/2 126 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 13 オンライン診療を活用したへき地医療支援実施医療機関運営支援事業 産科医療機関確保事業 1/2 281 その他 1/2 31
② 医療提供体制推進事業費補助金	24,697	26,655	△ 1,958	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 補助率 1/3, 1/2, 定額
(3) 医療介護提供体制改革推進交付金 (地域医療介護総合確保基金(医療分))	64,731	61,299	3,432	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
5 介護サービス施設整備事業関係	21,225	26,375	△ 5,150	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	20,058	25,208	△ 5,150	厚生労働省 (公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,167	1,167	0	厚生労働省 (公営企業分は内数) 補助率 1/3, 1/2, 定額

項目	令和8年度 予算額(案)	前年 度 当初予算額	差引増減額	摘要
6 市場事業・畜場事業関係	13,578	13,678	△ 100	(公営企業分は内数) 農林水産省所管 (公営企業分は内数) 補助率 定額 (4/10以内・1/3以内・1/2以内)
(1) 強い農業づくり総合支援交付金	11,826	11,726	100	農林水産省所管 (公営企業分は内数) 補助率 定額 (4/10以内・1/3以内・1/2以内)
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	1,752	1,952	△ 200	水産庁所管 (公営企業分は内数) 補助率 定額 (1/3以内・4/10以内・1/2以内・5.5/10以内 ・2/3以内)
7 下水道事業関係	1,630,781	1,634,371	△ 3,590	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興公共投資交付金	38,983	37,984	999	内閣府所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金	55,777	59,777	△ 4,000	内閣府所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 社会資本整備総合交付金	459,693	487,410	△ 27,717	国土交通省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全交付金	852,918	846,955	5,963	国土交通省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	9,836	8,564	1,272	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 下水道防災事業費補助金	122,250	102,250	20,000	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(7) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,913	3,600	313	国土交通省所管
(8) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	8,513	8,513	0	環境省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(9) 農山漁村地域整備交付金	76,249	76,249	0	農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(10) 農山漁村振興整備交付金	2,649	3,069	△ 420	農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

他省庁分

(単位:百万円)

項目	令和8年度 予算額(案)	前年 度 当初予算額	差引増減額	摘要
1 水道事業関係 河川等災害復旧事業費補助	11,589	7,488	4,101	国土交通省所管 (復興庁計上分、公営企業分は内数)
2 下水道事業関係 社会资本整備総合交付金	1,330	25,981	△ 24,651	(公営企業分は内数) 復興庁所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道

<令和8年度の公営企業等関係施策の考え方>

- 公営企業を取り巻く経営環境は、以前から、人口減少に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、公営企業に携わる人材の確保の困難など厳しい状況が継続。
- 近年は、職員給与費の増加、物価高騰、資材価格等の高騰による建築単価の上昇、金利の上昇、円安等、数年前とは状況が大きく変化。
- ▶ 令和6年度決算においては、公営企業全体の黒字幅が大きく縮小し、特に病院事業は過去最大の経常収支赤字となるなど、厳しい経営状況。
- 経営環境の変化を踏まえ、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を改定するとともに、広域化、共同化等更なる取組を進めていくことが必要。
- 厳しい状況下においても、公営企業が地域において引き続き必要な役割を果たしていけるよう令和8年度の公営企業等関係施策を立案。

<令和6年度地方公営企業等決算の概要（参考）>

- 総費用は、職員給与費の増加や物価高騰による営業費用の増加等により、大幅に増加（前年度比+5,234億円、+3.7%）。
- 料金収入は、病院事業における診療収入の増加、水道事業における料金減免の終了等により、前年度から増加（前年度比+1,566億円、+1.6%）。
- その結果、全体の総収支は、前年度から3,411億円悪化（R6：1,300億円の黒字、R5：4,711億円の黒字）。
 - 黒字事業数は、6,029事業（前年度比△519事業）で、全体の76.8%（前年度末に比べて△5.8ポイント）。
 - 赤字事業数は、1,820事業（前年度比+440事業）で、全体の23.2%（前年度末に比べて+5.8ポイント）。

公営企業経営改善特例債（仮称）の創設

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正）

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
 - ・ 地方債の繰上償還に要する経費
 - ・ 退職手当の支給に要する経費
- 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率：100%（資金手当）
- ・ 償還年限：原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

下水道事業

- 集落排水を公共下水道に接続
集落排水を合併浄化槽に転換

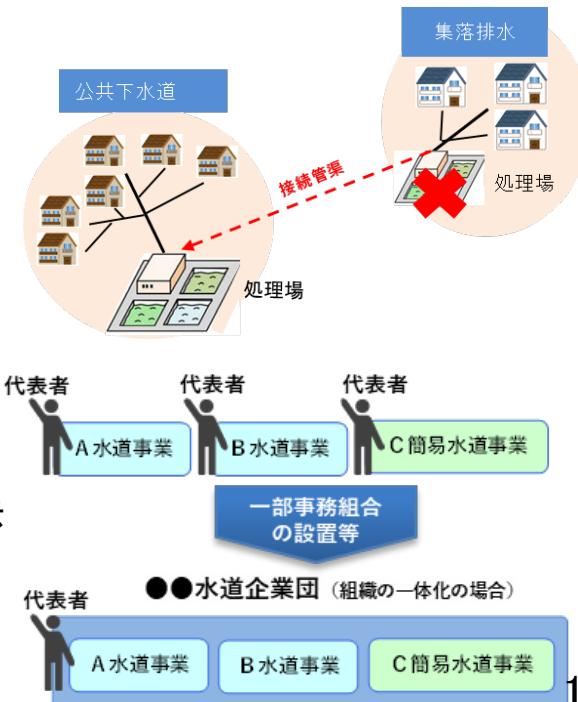
} 污水処理場の撤去など

水道事業

- 簡易水道を上水道に統合
他の地方公共団体と事業を統合

} 净水場の撤去
など

※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



公営企業経営改善特例債（仮称）の想定される活用事例（参考）

事業名	経営改善の取組の例
下水道事業	集落排水を公共下水道に接続（統合）
	集落排水から浄化槽への転換
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
水道事業	簡易水道事業を水道事業に接続（統合）
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
病院事業	（一部の）病院の一部事務組合化、地方独立行政法人化、民営化 ※ 一部の病院の一部事務組合化とは、例えば、一の特別会計で複数の病院を経営している場合に、その一部の病院を一部事務組合化すること
	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計でバス事業と地下鉄事業を行っている場合に、バス事業を廃止すること
電気事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計で複数の発電事業を行っている場合に、太陽光発電事業を廃止すること
	（一部の）事業の廃止、民営化
ガス事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計で複数のガス事業を行っている場合に、液化石油ガス事業を廃止すること

事業名	経営改善の取組の例
工業用水道事業	工場の撤退等による事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
と畜場事業	（一部の）事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
市場事業	（一部の）事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
港湾整備事業	貨物の取扱量の大幅減少等による事業の廃止
観光施設事業	民営化
	利用客の大幅減少等による事業の廃止
宅地造成事業	地理的条件及び社会的状況からみて土地の売却見込みがないこと等による分譲の中止
介護サービス事業	民営化
駐車場事業	民営化

公営企業債（脱炭素化推進事業）の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、公営企業の脱炭素化の取組を積極的に支援するため、公営企業債(脱炭素化推進事業)を延長・拡充。
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする。

1. 対象事業

公営企業における脱炭素化のための地方単独事業

2. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

対象事業	事業概要 <small>※赤字はR8拡充分</small>	地方財政措置								
①太陽光発電設備の整備等	太陽光発電設備※等の整備(売電を主たる目的とする場合を除く。) ※建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。	一般会計負担(繰出) 地方負担額の1/2								
②ZEB基準相当への適合	ZEB基準相当に適合させるための改修等	企業会計負担 地方負担額の1/2								
③省エネルギー基準への適合	省エネルギー基準に適合させるための改修	公営企業債 (脱炭素化推進事業)								
④個別設備の省エネルギー改修	空調機器等※の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※対象設備：空調機器、換気設備、給湯機器、コジェネレーションシステム	通常の公営企業債								
⑤③以外の省エネルギー改修	③の対象設備以外の設備に係る省エネルギー改修※(高効率ポンプ導入等) ※改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの	元利償還金の30～50%を普通交付税措置 ※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債								
⑥LED照明の導入	LED照明の導入のための改修	地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置 (残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)								
⑦電動車の導入	公用車における電動車※の導入・充電放電設備の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th><th>交付税措置率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①・②</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>③・⑤・⑥</td><td>財政力に応じて 30～50%</td></tr> <tr> <td>④・⑦</td><td>30%</td></tr> </tbody> </table>	対象事業	交付税措置率	①・②	50%	③・⑤・⑥	財政力に応じて 30～50%	④・⑦	30%
対象事業	交付税措置率									
①・②	50%									
③・⑤・⑥	財政力に応じて 30～50%									
④・⑦	30%									

※この他、小水力発電(水道事業等)や設備の省エネルギー改修(国庫補助事業)等(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業)についても対象

1. デジタル活用推進事業債について

- デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等※に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする。

※ 病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

(水道スマートメーター)



2. 公営企業デジタル活用推進事業債等について

- 住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について、下記の公営企業債を充当することも可能とする。

(1) 公営企業デジタル活用推進事業債（資金手当）

デジタル活用推進計画に位置付けて実施するもの

(2) 広域化等事業費を対象とした公営企業債

① 水道事業における広域化に伴い必要なもの

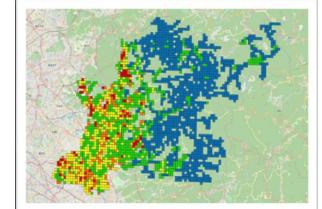
② 病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの

③ 下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

※ 令和8年度から、1及び2の対象経費に、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステム(業務端末・システムへの不正アクセスを常時監視するシステム)の整備を追加

※ 2(2)における具体的な事業及び財政措置は、各事業債の取扱いによる

(水管路劣化状況点検システム)



(オンライン診療)



(管路等劣化状況点検用ドローン)



3. 事業期間

令和11年度までの5年間

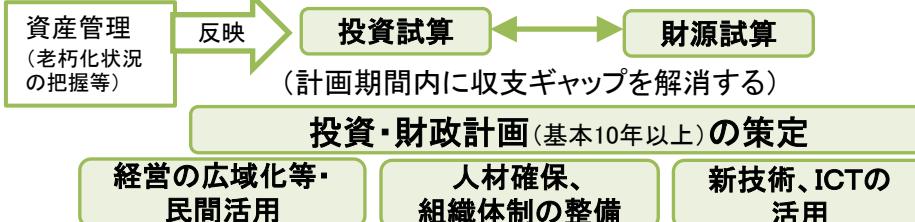
公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
-] → さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 経営の広域化や人材確保等の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載
- 各公営企業において、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等を盛り込み改定を行う



抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

- ①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性
- ②事業としての持続可能性
- ③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

事業廃止

民営化・民間譲渡

経営の広域化等(※)

民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 様式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 経営の広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業の経営戦略の策定・改定に当たっての留意事項

令和8年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和8年1月23日付け公営企業三課室事務連絡)

- 経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定していること（災害その他の理由により経営戦略の改定が著しく困難であった場合を除く。）を要件とする予定であること。
- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要であることから、物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映させること。

【参考】経営戦略の策定・改定状況(令和7年3月31日時点)

経営戦略の策定状況

- 令和2年度までの策定を要請 (平成28年1月)

- 6,448事業（※）のうち、
 - 策定済は6,338事業（98.3%）
 - 未策定は110事業（1.7%）

※事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止(予定)事業などを含まない。

経営戦略の改定状況

- 令和7年度までの改定を要請(令和3年1月、令和4年1月)

- 策定済の6,338事業のうち、
 - 改定済は3,368事業（53.1%）
 - 令和7年度までに改定予定は2,187事業（34.5%）
- 合わせると、令和7年度までに5,555事業（87.6%）が改定済となる予定。

公営企業の抜本的な改革等の推進について

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。

○令和6年度において、広域化等80件、事業廃止73件、包括的民間委託48件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
73 件		10 件		0 件		80 件		10 件		48 件		11 件	
都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村
5件	68 件	0 件	10 件	0 件	0 件	4 件	76 件	1 件	9 件	4 件	44 件	4 件	7 件
水道	3	水道	1	水道	0	水道	20	水道	0	水道	9	水道	5
工業用水道	2	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	2
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	3	電気	2	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	1
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	4	病院	0	病院	0	病院	2	病院	2	病院	0	病院	0
下水道	15	下水道	0			下水道	53	下水道	2	下水道	36	下水道	3
簡易水道	6	簡易水道	0			簡易水道	5	簡易水道	0	簡易水道	2	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	16	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	1	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	0	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	0
観光	5	観光	1			観光	0	観光	0	観光	0	観光	0
介護サービス	16	介護サービス	6			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	2	その他	0			その他	0	その他	1	その他	0	その他	0

合計

232件

19

(令和5年度実績 264件)

(※1)公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2)広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。

事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。

(※3)都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。

(※4)1つの事業で事業廃止と民営化・民間譲渡のように、複数の類型に該当する場合がある。そのため、事業数ベースでは合計221事業となる。

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業会計適用の必要性

- 公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しくなっている。
- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、**中長期的な視点に基づく経営が必要**。
- 将来にわたる持続可能な経営には、**適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があり**、そのためには、**公営企業会計の適用により得られる情報が必須**である。



地方財政措置等の要件化

- **地方財政措置等について公営企業会計適用を要件化**
 - ・下水道事業の高資本費対策
(R6年度決算に基づくR8算定から)
 - ・簡易水道事業の高料金対策
(R6年度決算に基づくR8算定から)
 - ・資本費平準化債
(下水・簡水はR7年度から、その他の事業はR11年度から)

※既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業で、その旨公表している事業又は災害対応その他の理由により公営企業会計の適用が著しく困難な事業はこの限りではない。

(参考)主な支援方策

- 地方財政措置
 - ・公営企業会計適用債(R10年度まで)
 - ・都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
(R10年度まで)
 - ・資本費平準化債に係る激変緩和措置(R10年度まで)
- 人的支援
 - ・経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・マニュアル、Q&A集 等

第三セクター等の経営健全化について

- 第三セクター等の経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

➡財政的なリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方団体は、第三セクター等の経営健全化方針の策定・公表が必要。
なお、同方針と同方針による取組み実績が乖離している場合は、適宜、同方針の見直しが必要。

※第三セクター等の経営健全化の参考として「第三セクター改革等先進事例集」や「第三セクター等に関する参考事例集」を総務省HPにて公表中。

経営健全化方針とは

相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有している地方公共団体に対して策定・公表を要請している方針。

第三セクター等の経営健全化のための具体的な対応やスケジュール等を記載内容としている。

※平成29年度に、経営健全化方針の策定を要請(第三セクター等の経営健全化方針の策定について(平成30年2月20日付け総財公第26号))。

※令和元年度に、経営健全化方針に基づく取組状況の毎年度の公表を要請(第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について(令和元年7月23日付け総財公第19号))。

方針の策定を要する団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資(出えんを含む。)割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償等(債務保証、短期貸付け及び長期貸付け。)を行っている法人その他当該地方公共団体が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、債務超過法人、実質的に債務超過である法人、地方公共団体が多大なリスクを有する法人等と関係を有する地方公共団体は、当該法人に係る経営健全化方針を策定。

経営健全化方針の記載内容

1 法人の概要

法人名、設立年月日、業務内容等を記載。

2 経営状況の財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

法人の経営状況、財政的なリスクの現状、財政的なリスクが高くなった要因の分析。

これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与について記載。

3 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法等の選択等について記載。

4 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを記載。

※今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合は、その理由及び改善策を記載。

5 その他必要な事項

【経営健全化方針のサイクル】

①経営健全化方針の策定作業

- ・当該法人、他の出資者及び利害関係者との調整を実施。
- ・当該法人に複数団体が出資している場合は、団体間での整合性を確保。
- ・当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等の評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等の設置を検討。

②経営健全化方針の策定

③経営健全化方針のHP等における公表

④経営健全化方針に基づく取組の実施

⑤取組状況の毎年度公表

⑦財政的リスクの解消

⑥取組の進捗を評価・ 適宜方針の見直し

令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っているところ。

 **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化**し、財政運営の質の向上を図るため、**総務省と地方公共団体金融機構の共同事業**として、**地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣**。

<ポイント>

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**。
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）**は、**地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）**。

事業概要（支援分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX（消防防災DXを含む）
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

事業実績

R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度 (R8.1.13時点)
555	723	929	1,131	1,406

※地方公共団体からの申請件数